- 未来への責任 - 市民が主役の改革を進めます。 2014 年 10 月号 (2) Vol.20

OSAKA みらい 市政報告

発行:OSAKA みらい大阪市会議員団 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所内 & 06-6208-8650

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所内 ☎ 06-6208-8650 <u>OSAKAみらい公式ホームページ : http</u>://osaka-mirai.jp

問合わせ先:武直樹市民協働事務所 〒544-0015 大阪市生野区異南 1-12-10 ☎ 06-6753-6714

武直樹公式ホームページ:http://www.take-naoki.com/

Twitter: @takenaoki

Facebook: https://www.facebook.com/take.naoki1226

社会福祉士・ケアマネジャー大阪市会議員

はなるおき

プロフィール

1972年 12月26日生まれ。

1999年 同志社大学大学院社会福祉学専攻博士 課程(前期)修了。大阪市生野区社会福祉 協議会に就職。7年間、生野区のまちづくり に携わる。

2006年 大阪市東住吉区社会福祉協議会 地域 包括支援センター社会福祉士。

2009年 NPO法人いくの市民活動支援センターを 仲間とたちあげ (2009.4) 社会福祉士・介護 支援専門員として、大阪市、生野区のまちづ くりに奮闘中。

2011年 大阪市会議員選挙(生野区)6,737票のご支持を受け当選。

で、 始まる予定です B 地 サ 保 域 1 が ども 高 会派 険 共 ビ こス 生 齢 0) 者 デ 型 提 1 だけ が 案 福 + モ 0) 祉 デ で サ なく 地 ビ ル 1 域 ス ビ 箬 1 共 保 ス が 生 0) ス 険 で 事 型 V は 業 児 福

が

3

総

合支

援

童

福

祉

で え合える 的に提供 などに基 圳 に転 地 域 ŋ 投換する 支援 型 こども 域 で暮 づく 共 地 運 生 域 す 用 0) を、 る場 地 福 0) 5 福 を で 祉 中 す 図 域 祉 す + そ で 高 る 住 + 所 共 ح 1 を れ 齢 民 ぞ 者、 ع ビ が ビ わ が ス 暮 ス け れ 互 障 を 0) 5 る 0) で V 発祥 法 き に す が 0) 場 支 ŧ で V

ひご参 10 さ 1 あ h ゆ (に び る を 12 ع 7 お 時、 講 富 招 演会を ま Щ 冏 き ñ 型デ 倍 野 0) 1 開 市 10 惣 + 催 民 月 1 学 26 さ ビ ま 日 習 す ス セ 西 日 ぜ

実現します

- 1. 地域共生型福祉サービスの実現
- 2. 地下鉄8号線延伸については、「次世代バスシステム(BRT)」による需要の喚起・創出及び鉄道代替の可能性を検証するための社会実験を実施
- 3. 親子方式※で温かく美味しい中学校給食の 早期実現

※親子方式とは、距離の近い小・中学校同士で、調理場を持つ小学校(中学校 が調理場を持たない中学校の給食調理も行う方式。調理場を持つ方が「親」、 理場を持たない方が「子」です。





4/30 親子方式で温かい給食を実施している高槻市立如是中学校を視ゆで野菜のドレッシング和えと温かいご飯とカレーが各々の器に

4. 全小中学校における学校図書館蔵書数の 図書標準達成と学校司書の配置



- 5. 児童・生徒の問題行動には、専門家チームの派遣 や住民サポートによる学校支援体制を強化
- 6. 貧困の連鎖を断ち切るため、未就労の若者 を就労まで導く支援システムを構築
- 7. 市民生活の基盤である水道・家庭ごみの収集 輸送事業は、行政が責任を持つ公営で実施

- ●既得権や政・官・業の癒着を断ち切り、住民参加の 地域活動を促進し、市民とともに大阪改革をすす めます。
- ●大阪府へ権力を集中する「都構想」ではなく、大阪府の権限と財源を「市民生活に密着した」大阪市に大胆に移し替えることによって、地方分権改革をすすめます。

大阪市を なくさなくても ムダな二重行政 は解消できます

●区長(総合区長)のパワーアップのため に、区の予算編成権や区職員の人事権を 拡充します。



●議会に区(又はブロック)単位の常任委員会を 設置して、区民の声を反映するとともに、区民 による区長の評価制度をつくり、区長を信頼さ れる身近な存在にします。

市民とともに大阪改革!

維新単独の法定協議会(※1)と「協定書」案は無効!

市長や知事は、法定協議会から維新の会以外の 政党や会派を排除して意見も聞かず、7月23日に 自分たちだけで「特別区設置協定書(案)」を作成 するという異常事態を引き起こしています。市長 は民主主義を無視した手法で「協定書」案を強行 作成しておきながら、9月議会で議論すれば理解 を得られると言っているようですが、私たちは、 正当性のないものの議論を求める前に、法定協議 会の正常化と再開こそが、今、大阪の住民の皆様 への責任を果たすことであると断言します。

破綻した「都構想」

彼らのゴリ押しした「特別区設置協定書(案)」によると、大阪府は大阪府のままで、大阪市を無くして、北区、湾岸区、東区、南区、中央区の5つの特別区に分割させるだけの内容です。すなわち、大阪府は府のままで、都にはならないと、自ら明らかにしているのです。ちなみに、現在の大阪市は政令指定都市で、近隣の一般市よりも大きな権限を持っていますが、特別区とは、一般市より格

下げの自治体で、大阪市と比較すれば、2段階の格下げになり、大阪市民の自治権は大きく制限されます。

日本で最大の影響力をもつ政令指定都市である「大阪市」。一度壊すと戻れません。

大阪市の解体という、とても重要な問題について もっと議論が必要です。ダメだったら元に戻せばい い、ということにはなりません。

維新のスケジュールどおりに実現を求める声は、全体のわずか17%であり、世論も十分な議論を求めています。

